

# 名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

## 私たち中小業者の声を行政に届けよう！

### 名古屋西税務署と交渉

名古屋北部民商は、10月16日(木)15時から、名古屋西税務署交渉を行いました。

西税務署から、千代総務課長、渡辺課長補佐、民商から、名古屋北部民商の宮内会長と事務局2名、北名古屋民商から宮崎会長、事務局パートの棚瀬さんが参加。はじめに、総務課長が要望書に対する回答を述べ、その後話し合いに移りました。インボイス制度廃止の要望について、「税の執行機関であり、コメントする立場にない」とのいつもの回答に対し、



民商からは「民商会員の一人親方が、の親会社から、インボイスを登録していない人は、請求の際、消費税を上乗せしないでと言われて困っている。インボイスについて、十分理解がされていないまま、実施されたのは問題ではないか」と問いました。総務課長は「インボイスについて、認識不足の会社が多いと感じている。周知徹底を進めたい」と述べるに留まりました。

また、「税務署から電話がかかってきて事前通知を言われたとしても、11項目をその場で書くのは難しい」「税務署長が事前通知を行うとしているのに、担当者がするのは国税通則法74条の9の規定からしておかしい」「更正決定は税務署長名でしか出せないのに、事前通知については恣意的に変えてしまっているがどうなのか」と民商の参加者から口々に発言。「事前通知については、相当の時間をおいて、文書で通知するべきだ」とあらためて要望しました。また、申し入れたにも関わらず、個人課税第一部門統括官、徴収部門の統括官が参加しなかったため、次回はそろって参加するよう重ねて要請しました。

### 名古屋市は中小業者の切実な声を聞いて！

10月17日(金)14時から、愛商連・名古屋市内民商は、市交渉を行い、服部県連会長はじめ22人が参加(名古屋北部民商から5人)しました。日本共産党市議団2人も同席しました。開会にあたって、服部会長から「小規模零細事業者は、物価高騰やインボイス制度、高すぎる国保料で大変苦しんでいる。「名古屋市中小企業振興基本条例」にもとづき、中小業者の生の声を聞いて施策に反映してほしい」と挨拶。8人の課長級職員が参加。



はじめに、「中小企業施策及び地域要求」について。民商から「中小業者の状況を把握するため、小規模事業者について民商へ協力要請するように求めているが、明確な回答がない。景況調査の分析とDI値の感想で、実態が把握できるのか」と質問。また、榊原愛商連副会長、昭天瑞民商会長は、「昨年不発弾処理により、2か月間、仕事が中断し、多額の損害が出て、借入をおこした。中小業者はこうしたことがあれば、すぐ影響を受けてしまう。でも小さい業者ほど、地域のためいろんな役を受けてがんばっていることを知ってほしい」と訴えました。「地方税」についての要望では、北部民商の会員が発言。

「税務調査により、追徴課税が発生した。税務署は、2年目以降も換価の猶予が認められたのに、名古屋市の本陣市税事務所にある特別滞納整理課では、1年以内の完納しか認めない、払えなければ差押えすると言われた。差押えを受けたら取引会社と契約が打ち切られてしまうので、精神的に追い込まれ、知人に代わりに借金してもらい払った」「なぜ、猶予の延長ができなかったのか」と発言。事務局からも「一年に限ると回答しているが、それは誤り。市特別滞納整理課で2年目以降の猶予を認めない法的根拠を教えてください」と追及しました。収納課長は、「生活状況や財産状況を把握し、状況に応じて計画的に納税してもらえよう努めている。その際、納税を最優先にしてもらうように話している。期限についても納得できるように説明するよう会議等で話している」と一般的な回答に終始。民商の参加者からは、「職員から、業者は、1か所差し押さえても、ほかで売上を伸ばせばいいからと言われた」「国税徴収法はそれはそれと言われた」など、滞納整理課の対応に対する批判が続きました。

「社会保障」のところでは、南民商会長が、マイナ保険証の押しつけにより、建設現場で困っていることを発言。資格確認書をすべての加入者に発行するよう求めました。また、高すぎる国保料についても、「保険料を引き下げ、払える保険料にしてほしい」と要望しました。